

新規の疾病追加等に関する検討の進め方

○ 対象疾病について

- ①難治性疾患政策研究事業において、指定難病の検討に資する情報が整理されたと研究班が判断し、研究班から情報提供のあった疾病
- ②小児慢性特定疾病のうち、指定難病の検討に資する情報が整理されたと日本小児科学会が判断し、同学会から要望のあったものについて、研究班や関係学会から情報提供のあった疾病

○ その他

今回の検討の対象とならなかった疾病については、今後難治性疾患政策研究事業等において必要に応じて当該疾病についての研究を支援し、指定難病として検討を行うための要件に関する情報が得られた段階で、当委員会において審議することとする。

今後のスケジュール(案)

第50回～

(本日：令和5年3月3日)

- ・指定難病の対象疾病追加並びに指定難病の疾病名及び疾病の対象範囲の変更に関する審議



- ・パブリックコメント



- ・疾病対策部会への報告



- ・自治体等への周知(オンライン説明会等を開催)



- ・指定難病に係る告示^(※1)及び通知^(※2)の改正

(※1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)

(※2) 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)